

◎ 「贈賄」に係る指名停止措置期間の変更について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：開成工業株式会社  
業者の住所：熊本県熊本市北区植木町石川450-1
2. 指名停止措置期間：変更前 平成28年12月20日 ～ 平成29年1月19日  
(1ヶ月)  
変更後 平成28年12月20日 ～ 平成29年2月19日  
(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、開成工業株式会社の元東北営業所長が東日本大震災の復旧工事で設計金額などの入札情報を得た見返りに平成26年11月中旬～平成27年4月下旬、仙台市内で複数回、計十数万円相当の飲食や宿泊などの接待を行ったとして、平成28年11月28日、山形県警捜査2課などに贈賄容疑で逮捕されたことを踏まえ、現在1ヶ月の指名停止措置期間中である。  
その後、新たに公契約関係競売入札妨害罪でも、平成28年12月19日に起訴されたものである。
5. 指名停止措置の変更理由  
当該業者たる開成工業株式会社の元東北営業所長が贈賄の容疑で逮捕され、贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第4号口（別紙参照）に該当するものであり、今回同要領第3第5項（別紙参照）を適用し、指名停止措置期間を変更する。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局  
代表：TEL 092-471-6331

福岡市博多区博多駅東2-10-7

総務部契約課長 原 蘭 章一（内線 2511）  
契約課直通：TEL 092-476-3509

港湾空港関係  
総務部契約管理官 陶山 秀二（内線 290）  
経理調達課直通：TEL 092-418-3345

平成29年1月18日  
九州地方整備局

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3（抜粋）

（指名停止の期間の特例）

5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>